

受託業務に係る人件費単価規定

一般社団法人 A-bank 北海道

1, 目的

この規定は、一般社団法人 A-bank 北海道が外部から受託する業務に対し、役務提供時の人件費を定めるものである。

2, 受託人件費単価

標準業務受託単価を職務区分に応じ、以下の基準時間単価をもって定める。

単位：円（税抜）

職種	基準時間単価
代表理事	¥ 20,000
理事	¥ 10,000
事務局長	¥ 4,000
事務局員	¥ 3,000

※上記基準が適当でない場合は、業務量、難易度を総合的に判断して別途算定する。

令和4年3月31日制定

以上